

京都市教職員に係る退職手当の支給制限等の処分の手続に関する条例(平成
22年6月10日京都市条例第 11 号)(教育委員会事務局総務部教職員
人事課)

教育委員会が、教職員(市町村立学校職員給与負担法に基づき京都府が
退職手当を支給する者に限る。)に係る退職手当の支給制限等の処分を行
おうとするときは、京都市人事委員会に諮問することとともに、当
該諮問を受けた京都市人事委員会における当該処分の手続を定めること
としました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市教職員に係る退職手当の支給制限等の処分の手続に関する条例を
公布する。

平成22年6月10日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 11 号

京都市教職員に係る退職手当の支給制限等の処分の手続に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育委員会の所管に属する学校の教職員で市町村立学校職員給与負担法第1条第1号に掲げる職員であるもの（以下「教職員」という。）に係る退職手当の支給制限等の処分（職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号。以下「府条例」という。）第19条第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分をいう。以下同じ。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会への諮問)

第2条 教育委員会は、教職員に係る退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

(意見の陳述)

第3条 人事委員会は、府条例第15条第2項、第17条第1項又は第18条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあったときは、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(調査権限)

第4条 人事委員会は、必要があると認めるときは、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は教育委員会にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

2 人事委員会は、必要があると認めるときは、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)